

栃木県里親認定基準（令和5年4月1日適用）

	養育里親（とちのきフォスター）	養子縁組里親	親族里親
1 里親 申込 者の 基本 要件	<p>(1) 子どもを養育する上で、心身ともに健全であること。</p> <p>(2) 子どもの養育について理解し、熱意や子どもに対する豊かな愛情を有していること。</p> <p>(3) 子どもに思想・宗教等を強要する恐れがないこと。</p> <p>(4) 里親制度が社会的養護の一つであることを理解し、「里親が行う養育に関する最低基準」（平成14年厚生労働省令第116号）を遵守するとともに、児童相談所等関係機関と協働する姿勢があること。</p> <p>(5) 子どもの養育に関し、虐待等の問題がないと認められること。</p> <p>(6) 里親申込者及び里親申込者と起居を共にする者が、次の各号のいずれかに該当していないこと。</p> <p>ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>イ 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者</p> <p>(7) 経済的に困窮していないこと、かつ原則として世帯の収入額が生活保護基準を上回っていること。（親族による養育里親は除く。）</p> <p>(8) 栃木県が実施する登録前研修の課程を修了していること。</p>	<p>養育里親に同じ。</p>	<p>(1) から (5) まで養育里親に同じ。</p> <p>(6) 委託児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であること。</p> <p>(7) 次の全ての要件を満たす要保護児童の養育を受託することに同意していること。</p> <p>ア 両親その他児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できないこと。</p> <p>イ 里親申込者である親族が、親族里親制度によらず当該児童を養育する場合、当該親族が経済的に困窮し生計を維持することが困難となる状況にあること。</p>
2 家庭 及	<p>(1) 家庭生活が円満に営まれていること。</p> <p>(2) 里親申込者と起居を共にする者は、子どもの受託について十分な理解をしており、協力的であること。</p>	<p>(1) から (3) まで養育里親に同じ。</p> <p>(4) 里親申込者は、原則として25歳以上であ</p>	<p>(1) から (3) まで養育里親に同じ。</p> <p>(4) 里親申込者に配偶者がいない場合には、原則</p>

び 構 成 員 の 状 況	<p>(3) 里親申込者と起居を共にする者のうち、日常生活をする上で主たる養育者となる者が特別に対応しなければならない者がいないこと。</p> <p>(4) 里親申込者に配偶者がいない場合には、次のどちらかの要件を満たしていること。</p> <p>ア 子どもの養育を適切に行える経験があること、又は保健師、看護師、保育士等の資格を有していること</p> <p>イ 起居を共にし、主たる養育者の補助者として子どもの養育に関わることができる、成人の親族等がいること</p>	<p>り、婚姻していること。ただし、夫婦の一方が25歳に達していない場合は、その達していない者は20歳に達していること。</p>	<p>として成人の親族等と起居を共にし、又はこれらの者が近接地に居住し、児童の受託について十分な理解を有していること。</p>
3 家 屋 及 び 居 住 地 の 状 況	<p>(1) 里親申込者の住居及び地域の環境が、子どもの保健、教育、その他の福祉上適当なものであり、住居の広さ、間取りについては、実子及び委託児童の年齢、性別、人数や家族の構成に応じた適切な環境が確保されることが見込まれること。</p> <p>(2) 住居の広さ、間取りについては、住宅の平面図等により確認すること。</p> <p>(3) 住居には、住宅用火災警報器の設置等による防火安全対策がとられていること。</p>	<p>養育里親に同じ。</p>	<p>養育里親に同じ。</p>
4 動 機	<p>里親申込の動機が子どもの最善の福祉を目的とするものであること。</p>	<p>(1) 養育里親に同じ。 (2) 委託児童との養子縁組を目的とする者。</p>	<p>養育里親に同じ。</p>

※上記基準の解釈や補足説明等は、「栃木県里親認定基準解説」による。

専 門 里 親	
1 里 親 申 込 者 の 基 本 要 件	<p>(1) から (7) まで養育里親に同じ。</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 養育里親名簿に登録されている者であって、養育里親として3年以上の委託児童の養育経験を有する者</p> <p>イ 児童養護施設もしくは乳児院で直接処遇職員として通算して3年以上従事した経験がある者であって、栃木県知事が適当と認めた者</p> <p>ウ 栃木県知事が上記ア及びイに該当する者と同等以上の能力を有すると認定した者</p> <p>(9) 栃木県が実施する専門里親研修の課程が修了していること。</p> <p>(10) 主たる養育者が委託児童の養育に専念できること。</p>

※「専門里親」は、里親申込者の基本要件以外は養育里親と同じ。